平成２８年（フ）第１７７号
徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西114番地７
破産者　三原　仁志
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７８号
徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西114番地７、住民票上の住所徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西114番地６
破産者　三原　　登
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１８号
福岡県小郡市小郡1501番地１　レオパレスＮ．Ｔ．ランド207号、前住所福岡県小郡市祇園１丁目２番地23　シャルダン小郡201号
破産者　井上　博貴
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２３９号
福岡県久留米市白山町516番地　コーポ古賀302号、前住所福岡県久留米市瀬下町１番地６塚本コーポ202号
破産者　福永　明美
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７３７号
北九州市小倉北区黄金２丁目９番16―402号
破産者　山本　大樹
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７３８号
北九州市小倉北区黄金２丁目９番16―402号
破産者　山本さおり
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５８号
熊本市南区近見３丁目12番54号
破産者　大住すみえ
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４３４号
熊本県菊池郡大津町大字室357番地２　コーポあづまＶ　203号
破産者　奥村　博美
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
大分県宇佐市安心院町龍王801番地の１
破産者　土屋美也子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８２号
北海道岩見沢市栗沢町最上２番地63
破産者　小友　孝之
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第８３号
北海道岩見沢市栗沢町最上２番地63
破産者　小友　節子
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市弥生町２丁目16―２―401号後藤澄子方、住民票上の住所北海道苫小牧市川沿町３丁目９番17号
破産者　前手　　博
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市ときわ町４丁目14番15号
破産者　水口　政彦
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６７号
盛岡市下米内２丁目１番５号、開始決定時の住所盛岡市本町通２丁目13番33号
破産者　苫米地聡子
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２８号
金沢市旭町３丁目３番26号
破産者　松井造園こと　松井　清造
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
長野県安曇野市豊科田沢6941番地１　アスピア小倉301
破産者　浅野　　亮
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９４号
岐阜県瑞浪市土岐町7203番地の10　サンハイツ瑞浪　102号
破産者　村上　敬博
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１７７号
愛知県豊橋市羽根井本町113番地の２、開始決定時の住所愛知県豊橋市馬見塚町298番地―Ａ
破産者　杉原　祐次
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部